

十王ダム操作規則

第1章 総 則

(通 則)

第1条 十王ダム（以下「ダム」という。）の操作については、この操作規則の定めるところによる。

(ダムの用途)

第2条 ダムは、洪水調節、流水の正常な機能の維持、並びに水道用水及び工業用水の供給をその用途とする。

第2章 貯水池の水位等

(洪 水)

第3条 洪水は、流水の貯水池への流入量が、毎秒 40 立方メートル以上である場合における当該流水とする。

(洪水期間及び非洪水期間)

第4条 洪水期間及び非洪水期間は、それぞれ次に定める期間とする。

(1) 洪水期間 6月 21 日から 10 月 10 日までの期間

(2) 非洪水期間 10 月 11 日から翌年 6 月 20 日までの期間

(水 位)

第5条 貯水池の水位は、ダム本体に設置された水位計の測定結果に基づき算出するものとする。

(常時満水位)

第6条 貯水池の常時満水位は、標高 99.5 メートルとする。

(サーチャージ水位)

第7条 貯水池のサーチャージ水位は、標高 104.5 メートルとする。

(制限水位)

第8条 洪水期間における貯水池の最高水位（以下「制限水位」という。）は、第 16 条の規定による洪水調節又は洪水に達しない流水の調節を行う場合を除き、標高 93.0 メートルとする。

(最低水位)

第9条 貯水池の最低水位は、標高 90.0 メートルとする。

第3章 貯水池の用途別利用

(洪水調節等のための利用)

第10条 洪水調節又は洪水に達しない流水の調節は、洪水期間にあっては標高 93.0 メートルから標高 104.5 メートルまでの容量 1,780,000 立方メートル、非洪水期間にあっては標高 99.5 メートルから標

高 104.5 メートルまでの容量 900,000 立方メートルを利用して行うものとする。

(流水の正常な機能の維持のための利用)

第 11 条 流水の正常な機能の維持は、洪水期間にあっては標高 90.0 メートルから標高 93.0 メートルまでの容量 320,000 立方メートルのうち最大 30,000 立方メートル、非洪水期間にあっては標高 90.0 メートルから標高 99.5 メートルまでの容量 1,200,000 立方メートルのうち最大 150,000 立方メートルを利用して行うものとする。

(水道用水の供給のための利用)

第 12 条 水道用水の供給は、洪水期間にあっては標高 90.0 メートルから標高 93.0 メートルまでの容量 320,000 立方メートルのうち最大 280,000 立方メートル、非洪水期間にあっては標高 90.0 メートルから標高 99.5 メートルまでの容量 1,200,000 立方メートルのうち最大 1,010,000 立方メートルを利用して行うものとする。

(工業用水の供給のための利用)

第 13 条 工業用水の供給は、洪水期間にあっては標高 90.0 メートルから標高 93.0 メートルまでの容量 320,000 立方メートルのうち最大 10,000 立方メートル、非洪水期間にあっては標高 90.0 メートルから標高 99.5 メートルまでの容量 1,200,000 立方メートルのうち最大 40,000 立方メートルを利用して行うものとする。

第 4 章 洪水調節等

(洪水警戒体制)

第 14 条 高萩工事事務所長（以下「所長」という。）は、次の各号のいずれかに該当するときは、洪水警戒体制を執らなければならない。

(1) 水戸地方気象台から、降雨に関する注意報又は警報（日立市に係るものに限る。）が発せられたとき。

(2) その他洪水の発生が予想されるとき。

2 所長は、第 16 条の規定により洪水に達しない洪水の調節を行おうとする場合において必要があると認めるときは、洪水警戒体制を執ることができる。

洪水が予想されるときは、細則で定めるところにより洪水警戒体制を執らなければならない。

(洪水警戒体制時における措置)

第 15 条 所長は、前条の規定により洪水警戒体制を執ったときは、直ちに次の各号に掲げる措置を執らなければならない。

(1) 水戸地方気象台及び知事が別に定める関係機関との連絡、気象及び水象に関する観測並びに情報の収集を密にすること。

(2) 予備電源設備の試運転その他ダムの操作に関し必要な措置。

(洪水調節等)

第 16 条 所長は、洪水調節又は洪水に達しない流水の調節を、次に定める方法により行うものとする。

- (1) 洪水期間において貯水池の水位が制限水位を超える場合は、洪水期常用洪水吐きからの自然放流。
- (2) 非洪水期間において貯水池の水位が常時満水位を超える場合は、非洪水期常用洪水吐きからの自然放流。

(洪水調節等の後における水位の低下)

第 17 条 所長は、前条の規定により洪水調節又は洪水に達しない流水の調節を行った後においては、前条の規定による常用洪水吐きからの自然放流により、貯水池の水位を洪水期間にあっては制限水位、非洪水期にあっては常時満水位に低下させるものとする。

(洪水警戒体制の解除)

第 18 条 所長は、洪水警戒体制を維持する必要がなくなったと認める場合には、これを解除しなければならない。

第 5 章 貯留された流水の放流

(貯留された流水を放流することができる場合)

第 19 条 ダムによって貯留された流水は、この操作規則に特別の定めがある場合のほか、次の各号のいずれかに該当する場合に放流することができる。

- (1) 洪水期間に移行するに際し、貯水池の水位を制限水位に低下させるとき。
- (2) 第 26 条の規定により、ダム本体等の点検又は整備を行うため特に必要があるとき。
- (3) 前 2 号に掲げる場合のほか、特にやむを得ない理由があるとき。

2 前項の規定により放流する場合の放流量の限度は、毎秒 4.9 立方メートルとする。

(放流の原則)

第 20 条 所長は、放流管から放流を行う場合には、放流により下流に急激な水位の変動を生じさせないよう努めるものとする。

(流水の正常な機能の維持のための放流)

第 21 条 所長は、流水の正常な機能の維持のため必要があると認める場合には、別表第 1 の左欄に掲げる地点においてそれぞれ同表の中欄に掲げる期間における同表の右欄に掲げる水量を確保できるよう、必要な流水をダムから放流しなければならない。

(水道用水の供給のための放流)

第 22 条 所長は、水道用水の供給のための必要があると認める場合には、ダム直下地点において毎秒 0.386 立方メートルの水量を確保できるよう、必要な量をダムから放流しなければならない。

(工業用水の供給のための放流)

第 23 条 所長は、工業用水の供給のため必要があると認める場合には、別表第 2 の左欄に掲げる地点においてそれぞれ同表の中欄に掲げる期間における同表の右欄に掲げる水量を確保できるよう、必要な流水をダムから放流しなければならない。

(放流に関する通知等)

第24条 所長は、ダムから放流することにより流水の状況に著しい変化が生ずると認める場合において、これによって生ずる危害を防止するため必要があると認めるときは、知事が別に定めるところにより、関係機関に通知するとともに、一般に周知させるため必要な措置を執らなければならない。

(ゲート等の操作)

第25条 ダムから放流を行う場合のゲート及びバルブの操作については、知事が別に定める。

第6章 点検、整備等

(計測、点検及び整備)

第26条 所長は、知事が別に定める基準に従い、ダム本体、貯水池及びダムに係る施設等を常に良好な状態に保つため必要な計測、点検及び整備を行わなければならない。

(観測)

第27条 所長は、知事が別に定める基準に従い、ダムを操作するため必要な気象及び水象の観測を行わなければならない。

(記録)

第28条 所長は、ゲート及びバルブを操作し、第26条の規定による計測、点検及び整備を行い、又は前条の規定による観測を行ったときは、知事が別に定める事項を記録しておかなければならない。

第7章 雜 則

(実施規定)

第29条 この操作規則の実施に関し必要な事項は、知事が別に定める。

付 則

その訓令は、公布の日から施行する。

別表第1（第21条関係）

地 点 名	期 間	水量（毎秒立方メートル）
ダム直下地点	1月 1日から 4月20日まで	0.216
	4月21日から 4月25日まで	0.389
	4月26日から 5月 5日まで	0.544
	5月 6日から 5月20日まで	0.609
	5月21日から 6月10日まで	0.539
	6月11日から 9月15日まで	0.434
	9月16日から 9月20日まで	0.387
	9月21日から12月31日まで	0.216
伊師本郷地点	1月 1日から 4月25日まで	0.155
	4月26日から 4月30日まで	0.131
	5月 1日から 5月 5日まで	0.277
	5月 6日から 6月10日まで	0.283
	6月11日から 9月10日まで	0.320
	9月11日から 9月20日まで	0.153
	9月21日から12月31日まで	0.136

別表第2（第23条関係）

地 点 名	期 間	水量（毎秒立方メートル）
ダム直下流地点	1月1日から12月31日まで	0.002
伊師本郷地点	1月1日から12月31日まで	0.012

